

古史通

三

| | | | | |
|---|---|-----|----|-----|
| | | | | 和書門 |
| | | 四二五 | 一七 | |
| | 一 | 三一 | 一 | |
| 四 | 二 | 一 | 一 | |
| 冊 | 架 | 函 | 號 | 類 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 庫 | 文 | 閣 | 內 |
| 一 | 四 | | 和 |
| 四 | 二 | | 書 |
| 函 | 五 | | |
| 一 | 一 | | |
| 九 | 四 | 七 | 類 |
| 架 | 冊 | 號 | |

| | |
|------|---------|
| 內閣文庫 | |
| 番號 | 和 42517 |
| 冊數 | 4 (3) |
| 函號 | 141 205 |



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



古史通卷之三

筑後守從五位下源朝臣君美撰

天照大神天忍穗耳尊の尊名に高皇產靈神此女栲幡千千

姫命を納めて其妃となされ天照國照彦天火明櫛玉饒速

日尊天饒石國饒石天津彦彦火瓊瓊杵尊二柱の皇孫生む

事紀小

栲幡千千姫ハ思兼神の妹也纂疏ハ栲ハ木名也去ッ

義ニあるに手繰といふに速見郡柚富郷乃中に栲樹多

生ず常に栲皮を取りて木綿と由布郷と云る栲又富郷

名抄の木綿ハ讀んで由布といふ栲樹又ハ木綿といふ上

古史通 卷之三 一貫堂

古の俗其樹の皮を乃をき白糸と緯て布を織る白木綿
 といふ所の即これ也と纂疏に幡ハ讀む機乃と
 千八萬の數なり機杼の多きをいふ女功の意又八萬
 織仕を本としたり故は取て各とする也と久えり
 幡豊秋津師比賣とも萬幡姫とも栲幡千千姫萬幡姫命
 とも天萬栲幡千千幡姫とも申す日本紀妃讀で美賣といふ
 御女といふぶごとくされりち妻たり天照國照天火明
 櫛玉饒速日尊又ハ天火明命とも天照國照天火明尊
 とを饒速日命とも膽杵磯丹杵穗命とも旧事紀火明命と
 も神饒速日命とも姓氏錄申す天饒石國饒石天津彦彦火
 瓊瓊杵尊又ハ日子番能邇邇藝命とも古事記火瓊瓊杵尊
 とも天之杵火火置瀨尊とも天杵瀨命とも申す日本書紀注

皇孫やを舊事紀に天照大神高皇產靈尊相共は生む所
 なるがゆゑに天孫といひよと皇孫と稱すとさるるれ
 きり神代卷抄に天照大神の孫なるがゆゑに天孫とい
 こととをさるる按むる日本書紀注の一書に高皇靈尊兒
 萬幡姫兒玉依姫命此神天忍骨命の妃となりて天之杵
 火火置瀨尊を生む一つ名勝速日命の兒天大耳尊
 此神丹鳥姫を娶りて兒火瓊々杵尊を生むとみえり
 り此説よなれば忍穂耳尊の妃ハ栲幡千千姫ハまさ
 まさば栲幡千千姫の御女日てまはまは也ハ瓊々杵
 尊ハ忍穂耳の御子みてまはまは也ハ御孫みてまは

古事通 卷之三 〇二 貫堂

まんなり纂疏を上古之事傳聞を得ぬまばいと決
すべうらんをえたる然るを萬幡姫兒王依姫と申は
を一人の御名なり天大耳尊と申すも忍穂耳尊の一名
みづちりし丹鳥姫ハ其れをち拷幡千々姫なりと
いふ説あり神代本本文すでに分明也多言を費すべし
沈纂疏の説其義正したる似たりをべし此等の事ども
其疑を闕くみはさうん

初天照大神命ミコトたよみ豊葦原中國ハ我御子正哉吾勝々
速日天忍穂耳尊の所知之國とコト依し賜ひ高皇產靈神ハ
百萬神と會へく其國神を言コト趣しめを議りたる

天穂日命をく國體をえせし免られ天國王神之子天雅
彦ヒコ天之麻加古弓天之波々矢を賜りて遣されささる
天雅彦八年まつとるや復命よとさげ無名雉をつら
ハてその由を問ハしめしむ此神天雅彦がため
射られつひは經津主武御雷の神等をしてその國を平定
せりしにむよび大國主神共子事代主神並にその國
を避り奉まり二柱乃神等諸不順國神と誅伏せ天日昇り
て復命をカヘリしつコト此一節下のカヘリ一節とコト其の文長きうゆまに此ハ二
節とコトしてわ
大國主神其子事代主神等並に其國を以て天孫乃をめ

に避奉^{サケマツ}これ一々舊事紀古事記日本書紀並^ニ延喜式神
 賀詞^{カキコト}れに見えし所各異向^{ムカヒ}りてその文亦長し其大要
 逆撮^{サカサマ}りてあ^ハに注^ツす天照大神之命と以て豊葦原^{トヨアシハラ}千秋^{チウキウ}
 長^{ナガ}五百秋^{イハヒトノアキ}長^{ナガ}之水^{ノミヅ}穗國^{ホノクニ}ハ我御^{ワガミ}子の居^イるべき地也^チと言^ト
 依^{ヨリ}し賜^{タマ}ひ天降^{アマクダ}しこまひきあ^ハに天^{アメ}忍^ニ穗耳^{ホノミミ}尊^{ノミ}天之浮橋^{アメノウキハシ}
 多^{オホク}々^ク志^シて豊葦原^{トヨアシハラ}の水^{ノミヅ}穗國^{ホノクニ}ハ伊多^{イタク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 と言^トひ^テ還^{カヘリ}上^{ノボ}り^ク降^クり^マさ^スる^ル状^{サマ}を陳^チべ^テへ^リ豊葦^{トヨアシハラ}
 私記^{シキ}に據^ヨる^ニ此國^{コノクニ}ハ肥饒^{ヒニギハヤヒ}豐富^{トヨクニ}之國^{ノクニ}也^{ナリ}秋^{アキ}長^{ナガ}五百^{イハヒト}秋^{アキ}長^{ナガ}
 之^ノ數^{カズ}と^シす^ル由^ユ又^{マタ}ハ私記^{シキ}に^コま^ヒき^アは^リて^ハ諭^{コトワ}ふ^ト見^ミえ^テと^リ極^{キョク}多^タ
 ハ瑞穗^{ミズホ}國^{クニ}と^スる^ル義^ギなる^ル水^{ノミヅ}穗國^{ホノクニ}ハ遠^{トホク}く^ハ長^{ナガ}久^ク之^ノ秋^{アキ}必^{カナラ}し^ク瑞^{ミズホ}
 地^チの^ノ稻^{イネ}は^ハ宜^{ヨシ}し^キを^シ稱^ホす^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 所^{トコロ}も^モ前^{マヘ}に^ニ又^{マタ}ハ私記^{シキ}に^コま^ヒき^アは^リて^ハ諭^{コトワ}ふ^ト見^ミえ^テと^リ極^{キョク}多^タ
 て^ナる^ル也^{ナリ}と^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 い^ハふ^フが^ガお^オと^トし^シ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 れ^レ争^マひ^ヒて^テ騒^ウぎ^ギ亂^{ラン}ま^マし^シの^ノ謂^{イハ}は^ハる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 穗^ホ耳^{ミミ}尊^{ノミ}此^{コノ}國^{クニ}ハ天^{アメ}降^クり^マさ^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 還^{カヘ}上^{ノボ}り^クこ^ノま^ヒき^アは^リて^ハ諭^{コトワ}ふ^ト見^ミえ^テと^リ極^{キョク}多^タ
 高^{タカ}皇^{ミコ}產^{ウマ}靈^{マタ}神^{カミ}天^{アメ}照^テ大^{オホ}神^{カミ}の^ノ命^{ノミコト}を^シ以^テ天^{アメ}安^{ヤス}河^{カハ}之^ノ河^{カハ}原^{ノハラ}ハ^ハ百^{ヒャク}萬^{マン}
 神^{カミ}を^シ集^ツて^テ思^シ兼^ニ神^{カミ}ハ^ハ思^シハ^ハめ^テ此^{コノ}豊^{トヨ}葦^{アシ}原^{ハラ}の^ノ水^{ノミヅ}穗^ホ國^{クニ}ハ^ハ我^{ワガ}御^ミ
 子^コの^ノ志^シを^シ言^{コト}依^ヨした^テま^ヘる^ル國^{クニ}なり^ニお^ハり^マふ^ル此^{コノ}國^{クニ}
 道^{ミチ}速^ス振^フ荒^{アラ}振^フ國^{クニ}神^{カミ}等^{トナリ}多^{オホク}ふ^ル言^{コト}依^ヨした^テま^ヘる^ル國^{クニ}なり^ニお^ハり^マふ^ル此^{コノ}國^{クニ}

之^ノ稻^{イネ}穗^ホと^シ得^ユむ^ルを^シ指^サす^ル也^{ナリ}と^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 延^ニ喜^キ式^{シキ}祝^{イハ}詞^{コト}ハ^ハ同^{ドウ}じ^ジと^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 も^モの^ノ訓^{クニ}ハ^ハ同^{ドウ}じ^ジと^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 地^チの^ノ稻^{イネ}は^ハ宜^{ヨシ}し^キを^シ稱^ホす^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 い^ハふ^フが^ガお^オと^トし^シ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 て^ナる^ル也^{ナリ}と^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 い^ハふ^フが^ガお^オと^トし^シ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 れ^レ争^マひ^ヒて^テ騒^ウぎ^ギ亂^{ラン}ま^マし^シの^ノ謂^{イハ}は^ハる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 穗^ホ耳^{ミミ}尊^{ノミ}此^{コノ}國^{クニ}ハ天^{アメ}降^クり^マさ^スる^ル言^{コト}ふ^ノ義^ギなる^ル浮^{ウキ}橋^{ハシ}ハ^ハ伊^イ多^{タク}久^ク佐^サ夜^ヤ藝^ギ有^{アル}祁^{ニギハヤヒ}理^リ
 還^{カヘ}上^{ノボ}り^クこ^ノま^ヒき^アは^リて^ハ諭^{コトワ}ふ^ト見^ミえ^テと^リ極^{キョク}多^タ
 高^{タカ}皇^{ミコ}產^{ウマ}靈^{マタ}神^{カミ}天^{アメ}照^テ大^{オホ}神^{カミ}の^ノ命^{ノミコト}を^シ以^テ天^{アメ}安^{ヤス}河^{カハ}之^ノ河^{カハ}原^{ノハラ}ハ^ハ百^{ヒャク}萬^{マン}
 神^{カミ}を^シ集^ツて^テ思^シ兼^ニ神^{カミ}ハ^ハ思^シハ^ハめ^テ此^{コノ}豊^{トヨ}葦^{アシ}原^{ハラ}の^ノ水^{ノミヅ}穗^ホ國^{クニ}ハ^ハ我^{ワガ}御^ミ
 子^コの^ノ志^シを^シ言^{コト}依^ヨした^テま^ヘる^ル國^{クニ}なり^ニお^ハり^マふ^ル此^{コノ}國^{クニ}
 道^{ミチ}速^ス振^フ荒^{アラ}振^フ國^{クニ}神^{カミ}等^{トナリ}多^{オホク}ふ^ル言^{コト}依^ヨした^テま^ヘる^ル國^{クニ}なり^ニお^ハり^マふ^ル此^{コノ}國^{クニ}

言趣しめんと事問ひきはふ思兼神及び八百萬神議り

て天、穗日命をつらうんべしと申す天、安河ハ前ニ又え

日本書紀注にハ残賊強暴横行之神の字を假用ひく

たりと曰説ハ道速振とハ荒振神といふべきとめ

なりと古の俗語なり其国津神の強暴なることと

せし上古の俗語なり天、穗日命ハ前に又えたり

御分ともまさハ御兄とも申也これハ高皇産靈神の天

照大神の命によりたりたまひハ百萬神を撰むしめ

國津神等を説降せしむべき神を撰むしめ

神等天、穗日命を以て

薦申さき一なり

これらち天、穗日命を以て彼國ニ降し遣され一に三年

又至るまで復命さん

附て三年大背飯の三熊之大人亦の名ハ武三熊之大人

此後其子大背飯の三熊之大人亦の名ハ武三熊之大人

をつらうんニ延喜式出雲國造神賀詞を見り此時天

徳此命を國體にせしつらうんハ天の八車雲と押別

て天、穗日命を國體にせしつらうんハ天の八車雲と押別

子天、穗日命を國體にせしつらうんハ天の八車雲と押別

布留神等を撥平け國作りの大神を媚鎮めて大八島

の國乃現事避したまひたるとえたりさらば天、穗日

命つひし復命せざるみあはるのいさど還るに及

貴、神事避し天、穗日命を以て其祭祀を主らし

父、子共國、神ニ媚附てつひし復命のふなり

乃祭祀乃事言依したまふべき義ニあり國造之大神

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

に問くちりし思兼神おらひたりて天津國玉神の

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

子天、穗日命を以て亦使すべき神を諸神等に

疾を天之麻迦古弓天之波波矢を賜りて遣さる此神其
國又降り到りてまれりち大國主神の女下照此賣を聚
り又其國を得んことを謀りて八年に至るまでか
づと申さば天津國玉神ハ天書ヨハ天アテ玉と掌れ
し常陸國茨城郡主玉神社といふりの或ハ此神を祭る
所なる也天雅疾古ハ天若日子と云るせり天之麻
迦古弓ハ旧事紀日本書紀ホハ天之鹿紀弓と云るさ
き釋日本紀ニ鹿子と射るを以て此名を得るのよ
えきり出ると麻迦古弓といひハ上古の語ニ麻と
いひ御といふれ尊尚の謂と云えり天之波波
矢ハ旧事紀日本書紀ニ天羽矢と云るされしを叙日
本紀ニ鳥の羽と以て波久矢也と叙し纂疏ニハ鳥ハ
ふハ一雙の義也と又ゆえりれども旧事紀ニ又天羽
弓といふるのあり鳥羽コより此名ありと云るは
弓矢とありて給りしと云るの國神の時ニ高皇產靈神

ハ撥平と云べきを言依し賜ひしと云えり大國主神
ハ又名ハ高姫と云る大國主神ハ下照姫ハ大國主神
女又名ハ高姫と云る大國主神ハ下照姫ハ大國主神
りさるにハ神名式ニ大倉比賣神社ニ坐すと云るは
ののこれハ神名式ニ大倉比賣神社ニ坐すと云るは
國東生郡此賣許曾神社ハ此神を祭る所也と云るは
記ニよるに此説のこゝと云るハ心得られんハ最初
天總日命をして葦原の國神を言趣しめこれハ最
よさかへりてと申すに及むるしうはひしハ天雅
疾として其國神を撥平と云る言依しわあししハ
此神其大國主神の女を娶りてつう彼國を得んこ
とを謀りてかへりしをよなり申まこつれ此神して
雅疾のえしく留まればと問ハしめむるを問わよ
ひしハ諸神及び思兼神答へ奉りて雅名鳴女つうひ
べしと申り其雉飛降りて天雅疾の門乃湯津楓樹の上

に止りていふ事天神の詔のいふに天佐具賣神其言を
 聞て天雅彦又語りて此鳥ハ其鳴音甚悪し射殺すべし
 やいひて出さむ天雅彦又詔に天神の給ひし所の天
 之波土弓天之加久矢を持てよれと射つるの矢逆ニ射
 上りて天安河の河原又坐す天照大神高木神の御所ニ
 及へり此高木神とハ高皇産靈神の別名也高木神其矢
 を取りて見るとまふ天雅彦又賜ひし物にしてその羽
 ニハ血つきとつとれつと諸神等に示したまひて或ハ
 天雅彦命と誤りて悪神と射つりし所の矢なるとむハ
 天雅彦又中らじ或ハ邪心あるんハ天雅彦此矢子て

麻賀禮と言ひて其矢を取りて銜返し下したまひしに
 天雅彦の寐とりし高曾坂中りて死る今諺にいふ雉
 乃頓使又返矢忌むとつふの本これ也雉の使の事也
 所ハ古事記よる也日本紀ハ無名雉と云るされし
 を天書ハ此神ころされて報命を得ず又其功名無き
 によて此名を得たりと又ゆ心得られぬ無名といひ
 しハ其賤者なるの謂なるべし猶今もつや一き人を称
 して名もなきもの也なるとつふハ古へより乃遠俗と又
 えこりてちく四事紀よるに思兼神諸神等無名雉とつ
 ろりてと申すに豆田よりて無名雉とつらハされし
 此雉と鳩と粟田豆田を以て留りうへる其後おと
 つらハさば雉名鳴女を遣はされし又天雅彦のたぬに
 すにふりて雉名鳴女を遣はされし又天雅彦のたぬに
 射られぬこれ諺に雉の頓使とつひ又豆見て落居る鳩
 といふ事の縁なりと云るされたりと云るハ初つらハ
 され無名雉といふもの射殺されしもありさ又古事
 雉のともらじ無名鳩といふもの射殺されしもありさ又古事

古事記 卷之三 一 鷲堂

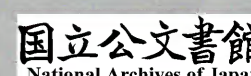
記すも天使射たりし事をのりて... 矢にそれよりさたし事... 矢にそれよりさたし事... 矢にそれよりさたし事...

造るなり天之久矢... 矢にそれよりさたし事... 矢にそれよりさたし事... 矢にそれよりさたし事...

乃ちとハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭聲風又響
ユススハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭聲風又響
天に聞えしう天にあり天雅彦の父天津國玉神及
びその妻ノ降り來りて其處ニ喪屋を作りて哭悲しひ
り此時阿治志貴高日子根神到りて天雅彦の喪を弔
ひし日天雅彦の父とてその妻皆その年足しやり懸り
く我子ハ不死有邪理我君ハ不死坐邪理とりひて哭悲
しそ阿治志貴高日子根神其死人ニ比穢すを怒りて
佩せる斗掬劍を按てその喪屋を切り伏せ足を以て蹶
放ちて遣る美濃國藍見河之河上にある喪山とつふを
の比也其切さる大カの名ハ大量とりひまゝハ神度斂

也もいぬ阿治志貴高日子根神飛去りし時その妹下
照比賣命其御名をあらはさんことをおひひて歌作りと
りき

阿采那流夜游登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須麻
流美須麻流通阿那陀麻波夜美多通布多和多良須阿治
志貴多迦比古泥能迦微曾也此歌ハ夷振也下照比賣の
えしとりのみこき又其ると神にすべきこめの受也天
雅彦の父と妻との天降りてその所ニ喪屋を作れりと
いふハ古事記に尺えり所也これハ天雅彦乃死せし所
杵築神社ニ天若日子神社ありこれハ出雲國出雲郡
又ヤ又後又其神をひつき祭する所なるもあるべし
旧事紀日本書紀おまハ其父の神疾風とて其柩を天
下奉て喪屋作りと見ゆこれハ其事と神すすべきた



をなりよりて言副し所と又ゆられも日本書紀注の一
書にハ其妻子の天降りて其柩をちて天に上りしと
又えまり其説の天降りて其柩をちて天に上りしと
をり又ハ其棺槨を名づけて喪屋といふなりと
ゆ阿治志貴高日子根神ハ四事紀日本書紀ハ味高
也根神と云るさる大己貴神の御子マ下照比賣の兄
也此神の多雲國風土記又詳又えたり神名式又大
和國葛上郡又坐も高鴨阿治須岐記又根命神社とえ
しハ此神をいつき奈をる也天雅彦の喪屋の山にな
る由又えしとれバ其柩を天に奉しと云ふれ
也纂疏に喪山之因縁ハ凡此書マ是類多しと云ふ古傳之
説を載ていまだ是非を詳にせんとえたりと云ふ
世より言嗣して是の義詳なるを大刀の名大量といひ信ずるに
きりハ纂疏の説のごとく義詳なるを大刀の名大量といひ私記に又えたり
と日本書紀ハ大葉列と云ふハ私記に又えたり
いハ由注せられと訓むべしと部家の説ハ大葉列の三字を引
合せて加利と訓むべしと聞え下照比賣の哥ハ古今集の
家の説ハ堅此天、みしてハ下照姫又始きりといひしを
序に久堅此天、みしてハ下照姫又始きりといひしを

ちちこれなり日本書紀注乃一書ハ此時に乘又會ひ
て丘谷よ照り映やぐハ兄の神なることと云ふ
人たぬにえし所ハ古事記又えたり又歌の詞も日本書
紀注マ又えしハ日本紀と撰をり時マ政ハ刪るハ
事ありこれハ日本紀と撰をり時マ政ハ刪るハ
とハ阿味奈屢夜と云る天に阿味奈屢夜と云る
にハ阿味奈屢夜と云る天に阿味奈屢夜と云る
天也と釈しと流ハ頸多那婆多能ハ少織女也ハ語
助也宇那賀世流ハ頸多那婆多能ハ少織女也ハ語
の御統也御統の流ハ頸多那婆多能ハ少織女也ハ語
ハ多麻能美須麻流能と云へに又多麻能美須麻流ハ玉
助なるハ美須麻流能と云へに又多麻能美須麻流ハ玉
の義もハ甚切なりハ詳なり阿那陀麻波夜美ハ阿
那とハ事ハ甚切なりハ詳なり阿那陀麻波夜美ハ阿
る多和良須ハ玉形り波夜ハ早也美ハ語助也阿治志貴
布多和良須ハ玉形り波夜ハ早也美ハ語助也阿治志貴
多迦比古泥能迦ハ微ハ阿治志貴多迦比古泥能迦ハ微
詞也日本紀注マハ阿治志貴多迦比古泥能迦ハ微

神代卷之三

下の五字ハ見えぬ此歌の意ハ天ヲ在る少女の頸にか
くる玉乃御締の玉此甚早く見えぬ乃ごとく
ニタ谷ろ照りわくまのハ阿治志貴高日子根の神はお大
しおん玉早也玉の穴より緒をつろぬくこと此書
美ハ穴玉早也玉の穴より緒をつろぬくこと此書
をいふ也なとりひしはるるえうれん夷振ハ日本書
紀注ハ夷曲とあるこれより纂疏ハ猶夷歌ト注せ
り振とハ古今集のうちに近江振なりよとの
あどくまたとへハ古詩の風
體のごとくにもあるべし

あゝにおひて天照大神まこりぐま此神をうつうまざる
づきや思兼神及び諸神等に詔しつらうひに天安河の河
上れ天石室に坐る名ハ伊都之尾羽張神これつらうんべ
しをし又此神はあろずハ其神之子建御雷之男神これつ
らうんべ又其天之尾羽張神ハ逆ハ天安河の水を塞上

て居るは他神行事をえり特又天迦久神に問しむべしと
答申すこれち天迦久神をつらうんべしに天之尾羽張
神恐し仕奉らん然れども此道も我子建御雷神をつ
らうんべしを答へ申しすれち貢奉る高皇産靈神更
に諸神等を會へて葦原中國につらうんべしを問ひ
まよひに磐裂根裂之子磐筒男磐筒女乃生めるところ
經津主神これよけんと申すこれにありて武御雷神を經
津主神は副つらうんべし一つにハ天鳥船神を武御雷神
は副つらうんべしつらうんべしつらうんべし
あるされし所のすむに兩説ある也然るに古事記ハ
天鳥船神を武御雷神は副つらうんべしつらうんべし

古事記 卷之三 〇七

書紀より武御雷神と経津主神と副てつらつされしと
又えて又その注の一書あり武御雷神及び経津主神を
つらつ天穂日命其子天夷鳥命は布都怒志命を副て天降
しつらつ世しと又えたり其説おの天照大神の撰た
旧事紀の文よむむ武御雷神の天照大神の撰た
せとあり此の度に使はりて高木神のえらるるに
ひる所也此の度に使はりて高木神のえらるるに
ちほ多るべしおの軍をひきあはるるに
ありと又えたり伊弉諾伊弉册二神の生み出す神の名
古事記によりに伊弉諾伊弉册二神の生み出す神の名
鳥之石楠船神又名天夷鳥神の事をかくあやう傳へし
賀詞およば天夷鳥神の事をかくあやう傳へし
大社つる神阿麻能比奈等理神社ありこれ尾羽張神
をいづる祭に伊弉諾伊弉册二神を斬たよひし時
事紀による血の湯津石村に走りつきたりし神の
と天尾羽張神といふ又ハ稜威雄走神と也
と天尾羽張神といふ又ハ稜威雄走神と也

も燖速日神とを槌速日神ともいふと又えたり日本書
紀より天石窟に任める神稜威雄走神之子燖速日神
子燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神燖速日神
紀の父の事ありと又えたり古語拾遺より尾羽張神
神の父の事ありと又えたり古語拾遺より尾羽張神
神之子の事ありと又えたり古語拾遺より尾羽張神
旧事紀より素盞鳴神の天照大神と誓ひたりと
時コ生れりし御子に燖速日神と誓ひたりと
此の事りぐれを徴し日本紀より武御雷神の男神
事紀より武御雷神と云ふされ日本紀より武御雷神
これ延喜式より健御賀豆智と云ふされ日本紀より
所の字ハ豊布都神と申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
都神と申す豊布都神と申す常陸國鹿島郡鹿島神宮
なり又按ぎて春日の社第一殿より孫の健甕槌命
きり又按ぎて春日の社第一殿より孫の健甕槌命
ふ所も武御雷神の事なり天國主神五世之孫の健甕槌命
と申す武御雷神の事なり天國主神五世之孫の健甕槌命
仕奉るべしと云ふ事なり此の度亦おひてハ其子とつらつ

進らせし也磐裂根裂神ハ旧事紀日本紀注カ
伊弉諾の火神を斬りし時、名磐裂根裂神
血湯津石村に走り就きてなれり神、名磐裂根裂神
と云ふは、下總國香取郡、布都怒志神とも
齋主神とも云ふ、延喜式にも香取又坐を伊波比主命と云ふ
殿よりいづき祭きり

武御雷等の神出雲國伊耶佐の小濱に降り到りて高木神
の命を以て大國主神と問て汝乃宇志波祁流葦原中國ハ
天照大御神詔して我御子也知らん國と言依し賜ふ汝心
いゝむといふ大己貴神此神等の來りし事必らば我處
來きりふもあはさる事と疑きてゆりされど二柱の神其

十掬劍を拔て逆浪穂に刺立る劍の鋒に踞坐して天神の
命を以て此二柱の神と問て此國を馳除平定む汝意いり
避まつるべしや否やと問ゆ大己貴神我ハ得申さし我子
ハ重事代主神これ申すべしや答へ申さる此時又其子事
代主神ハ鳥遊し魚釣て御火之崎に出行しを天鳥船神と
つらつらして徴來りしやと問わすふに事代主神其父の神
報をるに恐こし此國をハ天神の御子に立奉りしと申し
記りては船を踏傾けて天逢等と青紫垣と打
成して隠きぬにありし所ハ古事紀並又旧事紀日本書
紀ハ五十田狹之小濱と云ふ所ハ旧事紀日本書
主神すれりち大己貴神なり汝が宇志波祁流とハ宇志

ハ日本紀より大人の字と假用ひて此ハ千志とい
 慕疏より久しき御流ハ上古の俗ニ威福あり人
 の謂し所より其帯領なる所也此國ハ大己貴神乃
 也劍鋒又踏坐しとハ二柱の神乃威靈ありし由と
 阿治志貴高日子根神の弟也神皇系圖ハ大事紀
 長事代主神坐し式由よるに神祇官御巫祭神八
 代主神社と又高市郡高市社ハ此神といつき祭
 又ハ倭國高市郡高市社ハ旧事紀日本書紀ハ甘南
 崎と又云るより御火之崎ハ旧事紀日本書紀ハ
 日本書紀注の一書又三津之御前又作きるハ誤
 日事代主神坐し式由よるに神祇官御巫祭神八
 手船を以て使者縮背脛を載せ天鳥船神とつら
 國風土記又神を徴に上古の時又熊野と名付る所
 船伊予

アと又久しき御流ハ上古の俗ニ威福あり人
 ハと又久しき御流ハ上古の俗ニ威福あり人
 紀之謂也と叙したり日本紀ハ急船を走せて速
 速之謂也と叙したり日本紀ハ急船を走せて速
 をし神の名也出雲國出雲郡杵築大社又穴持伊
 波岐神社といハまぬち此神と祭まるとハ前
 神ハ武御雷神の使と云るに及むし天神の命の
 詳らう事代主神の父の神と報申されしことハ
 神のあをれし國を避て奉るに及むし天神の命の
 きを以て此國を避て奉るに及むし天神の命の
 その船を踏傾くとハ天逆手と青紫垣と打成すと
 の意を示され往て天逆手と青紫垣と打成すと
 島にかくれ住みてふびうへる事ハらるまどと誓
 ハきし也天之逆手と物と厭ふ時ハ必る後手を用
 と又久しき御流ハ上古の俗ニ威福あり人
 をつる時ハ我身よ人を呪ふと符をば後手を用
 きバる逆手打ちするハ呪咀のためハあはる事代
 主神の逆手打ちするハ呪咀のためハあはる事代

カヘラシとの義なり青柴垣とハ青柴と以て藩籬とつ
くるなり屋舎といふらあといと纂疏ハあつたれ
マ

あゝにやらして二柱の神今汝の子事代主神ハ如此申しぬ
おと申さへき子やあると問ふ大國主神答へらく我子
きく建御名方神なりあれを除去はやくと申さるるめ
しあどにその建御名方神手未は千引の石を撃げ來りて
誰ぞや我國を來おして忍びおのびに物のつらあを
その力競せんとおおはせ我ら其御手を取らむとい
てまゝみよめて手を取るに立氷は取成し又劍の刃は取
成して懼き退を其手と乞歸して若輩を取らむと握

りて投離きバきれりち逃去を追往は神料野の國羽の
海に迫りて殺さんとまゝに及びて建御名方神恐こみ
を申して莫殺しとまひそ我此地を除て他所はゆるド又
我父大國主神の命は違はば我兄ハ重事代主神之言は違

此葦原中國ハ天神御子之命のまに
これハ古事記并に加事紀よりてさる所なり健御
名方神事代主神の弟なり曰事紀よりて信濃國諏訪郡諏
方神社に坐すといふ也千引の石ハ前又又えりて
郡南に美坐神社即此也千引の石ハ前又又えりて
て大石をとりて氷は取成し義多知此と古の
俗コカを此といひ比取成せし義多知此と古の
て大カとカをいひよむるや若輩は對しぬる詞なり
字ハ木の字と誤きるや若輩は對しぬる詞なり

となすへしといふ人あれと善本を得さればやま
字をあらうなりて解しふと記ゆゑにありあま
叙するごとかくのとおと若草ハ葦の嫩きなり我國の
俗弱と若と入二字共声同じきにありて若の字と假り
て弱の字となして用ゆる旧事紀古事記の書は尺又
し平すむにかくのあたとちれをその由り來る所久し
きなりと建御名方神牛引石と手末又撃しといひ二神
の手と大刀短と取成せしなりとつことと此と
旧事紀の俗言詞まじりたりと尺又と
の中つづきの神とつこととをさされさるハ二神
の疎漏なりなり古事記ハ建御雷神又天鳥船神を副
てつらハされしと尺又とつ建御雷神とつこととハの文明ら
きしも投離るれしと尺又とつ建御雷神とつこととハの文明ら
へたり神科野の國ハ即今の信濃國なり川羽の海
ハ今の諏訪のさつみといふなり
二柱の神更に還り來りて汝の子等二柱ハ天神御子の命
のよに違ふことなりんと申し記ぬ汝の心つうんと

大國主神又問ふ我子等すでにちとび申しつ我ま違
つじ此葦原中國ハ命のよに獻る我子等百八十神ハ
ちれりち事代主神ハ御尾前となりて仕奉らば違ふ神ハ
ありじり我防禦あるハ國內諸神必らんおれ防
禦てむ今我避り奉る誰の順をぬりのちむやと申給ひ
その國平し時杖りし廣予を以て二柱の神又授りて我此
矛をりちて國を治めつらと功成せることあり天御子も
し此矛をりちて國を治めたりがかなるん平安ありま
さむ今我ハ百不足八十隈又長く隱きて待らむといひを
ちりて遂まかくれおんこれ旧事紀日本書紀よりし

大己貴神の命は随ひてその国を避けたりなり百八十神を旧事紀に此神の子凡百八十神ありと見えし
 我子百八十神とあるは此神の子なりと見えし
 おはせし二ハあるべしなりと見えし
 奉てのこさむしなりと見えし
 りふこととのごとく廣きと細きとありし
 と見えしこれむすの双の廣きをいひし
 長の尋許なるを以て此名と見えし
 征しと見えし時此々羅木之ハ尋許と賜りたりし
 どりふこと古事紀にハ見えし百不足之八十隈
 ハ百不足とハ八十と見えし詞なる由紀日本
 紀にハ見えしハ其地の深遠にして至り易うざるの
 謂たりと纂疏にハ見えし隈とハ出雲国意宇郡熊野
 山と見えし地にハ見えし素盞烏神の神跡なり此神
 築神宮ありやあるべきと見えしなりと見えし
 又天神の詔にて造りたるをせし所なりと見えし
 の神のみづりて隠きこまひし

ちにおひて二柱の神等天に還り上りて復命す古事記
 ハ武御雷神還参りて復奏すと見えし經津主神のこと
 ハみえは是ハ此記にハ最初より武御雷神又天鳥船神
 と見えしつらハ見えし高皇産靈神二柱の神を還しつら
 ハされ大己貴神又詔して今ハ汝の言を聞ふらう其
 理あり此故に更ニ條々にして詔す夫汝の知らんアラハニ
 之事ハ我が御子と知らんぞ汝ハ其れり神の事を
 知らんぞし汝ハ天日隅宮に住むべし今造り奉る
 人こと千尋の榜繩を結びて百八十紐とせむ其宮を造
 る制ハ柱ハ其れり高く太く板ハ其れり廣く厚く
 せんまゝゆゑに御田作らん祭に請ふ所の農穀ハ茂

子實らんまゝ汝の祭祀と主らんまのハ天徳日命也と
 乃々ちる大己貴神報カキマテして天神の勅シトカク如此オンゴロ慇懃也敢て命
 下從まらんやと申したまひされりち岐神シナトと二柱の神
 二薦ススてあれ我も代りて仕奉らん我もあはれまを避サ志リ
 此の言を聞くと皆是其理ありとハ大己貴の申した
 汝の知れんとハ汝の治ある所と云ふことと云ふ
 讀で阿羅幡貳とハ汝の治ある所と云ふことと云ふ
 ハちゆりハ百丹杵築宮と云ふことと云ふ
 草魚中国西北の地と云ふことと云ふ
 天天下造るれ杵築宮と云ふことと云ふ
 大神の宮造り奉らんと諸神も奉り集

ひて杵築しこまゆゑ此名をえざりと見え多り千
 尋栲繩ハ栲樹のるハ前に注せり此樹の絲を以て繩と
 すること十尋なるあり百八十紐とハ其十尋の繩百八
 十條を結ひ合するをり百八十紐とハ其十尋の繩百八
 十のぶといふにハあるに百八十紐とハ其十尋の繩百八
 代の巻物又上古の時ハ宮室を造るに鉦ツツとバ用ひたり
 繩を以て縛へ造りてと又名をこり此説心得るなり
 ハこゝ其宮地の廣く大きなることと云ふことと云ふ
 えこゝ御田ハこれハち神田なり農穀ハその案盛又供
 ふべき物なりこれハ長けきバちハ畧シつ天徳日神ハ
 前又えこゝり岐神ハ慕ヒ疏ス道路をつうささる神也二
 神の先導と云ふことと云ふ岐神ハ慕ヒ疏ス道路をつうささる神也二
 神と云ふことと云ふ岐神ハ慕ヒ疏ス道路をつうささる神也二
 己貴の杖代ツツの神と云ふことと云ふ岐神ハ慕ヒ疏ス道路をつうささる神也二
 又瑞乃ハ坂瓊ツツを披ヒとハ此神の傳へ得られハ所の瑞宝

とるゑこむ披とハ披衣之披のこしと纂疏よええこ
 きバいしへ云處の玉衣と披れしこととかくあると
 きしもしるべうらむもて五畿七道之國々ありて大
 已貴神といつき祭る所こととくくにゑるにいとあ
 うんれ此國地主の神よて經津主神をれつち岐神と
 おちしきしをるのゆゑありて經津主神をれつち岐神と
 郷導となし周流る削平て命よ逆ふりのをバ誅し歸順
 りのをバ撫ず日本書紀注丹二神遂又耶神及び草木石
 とのりとり星神香が龍野のこたり倭文神の神建葉槌命と
 つらふににをれつち服るぬ倭文神の神建葉槌命と
 とつふとええこり邪神とハ國神の歸順さるをり草
 木石之類とハいもゆ其青人草の類をいふありて
 星神香々背男ハ國神の名とええきり一説ハ天よあ
 り所の惡神ともしちえり倭文神ハ旧事紀よるに倭
 文造の祖天羽槌神とええり倭文神ハ葉槌神ハ常陸國
 倭文と出す地よ堅すゆゑに倭文神とつち倭文とハ布
 文とありと常陸國久慈郡倭文神社ハ此神を祭る所也
 もれりち今常陸國久慈郡倭文神社ハ此神を祭る所也

神名式小よるに大和國葛下郡葛木倭文よ坐す天羽雷
 神社ありこれまこの神を祭る所也とええこり又日本
 書紀注の一書よ初天神經津主武御雷ハの神をて葦
 原中國を平定しめりハ時二神申さく天よ惡神あり
 名ハ天津甕星といふ又ハ天之香々背男と名づくあり
 此神と誅して然後み下り葦原中國を撥ちんと請ふと
 又えをりさるゑ此神と誅せしこと此時よ歸順ひし首
 の前後や異同あり故みこり附す此時よ歸順ひし首
 渠ハ大物主神及び事代主神をり名八十萬神と天高
 市に集へて帥みん天よ昇りその誠欸之至る事を陳も
 高木神大物主神よ汝とし國神と妻とせば我なる汝と
 疏心ありとちりむ此故よ今我女三穗津姫命を以て
 汝よ配て妻とせむ宜しく八十萬神を領て永み我御子
 のためよ護り奉れと乃こりひて還し降したるひきこ

旧事紀並は日本書紀注の一書よる所なり首渠とハ
 其の國神の長といふ也大物主神ハ前み見えし大國主
 神乃伊都伎奉らうきし倭の御諸山又坐すと云すれハ
 ち三輪の大神なり八十萬神とハ八百萬神といふが
 と一高天市募疏よるに高市ハ天上あり諸神集會
 之義を取る一ハ大神ハ大和國高市郡ミレなりといふ
 又えこり天照大神の石屋戸入こまひ一時諸神ハ
 集會せらうきしと云ふ所ハ常陸國久慈郡高市郷と云
 いふなりと云ふ所ハ大和國高市郡天高市社ある
 所をさしりふなりと云ふ所ハ葦原中國馬ても天高市とい
 ひること高天原又ありし地名よりて又此地名を
 得るごゆえなり凡高天原の地名よりて葦原中國
 産靈神の御女と見えこり此神のこといふと他乃所見
 あらぐ其國を避せられ高木大神ハ配せらうきし永く皇
 そ歸順せしむる高木大神御女を配せらうきし永く皇
 孫の藩衛を命したまひ百不足之八十隈又長くか
 所大國主神ハすて大物主神ハ事代主神ハと共高天
 たりぬぬあるはすて大物主神ハ事代主神ハと共高天

原又案り上りたまひきこれすれりち大國主と大物主
 との別神とてありと云ふところを證やうと分明なり
 ありにむいて天照大神の命を以て天忍穗耳尊豊葦原の
 中國又天降りたまひ及びてその御子櫛玉饒速日尊と
 て代て降しよきむことを請奏したまひしかば詔し許し
 たまひ天璽瑞宝十種を以て饒速日尊に授けたまひ
 高皇産靈神の命を以て三十二部の神等又五部の神を副
 て並に防衛となされ五部造天物部等二十五部をひき
 ておれとく兵仗を帯て天降り供奉らしめ代と船長同
 梶取を率領しめて天降り供奉る饒速日尊の天降りた
 説よりりて旧事紀よみえし所と
 なるすなり後これなるは

神代卷之三

天、忍穗耳尊請奏されしによりて其御子饒速日尊と天
降したまふこと旧事紀の天神天孫等の本紀に詳あり
天璽ハ、オキツカミヘツにいふ所のものいほご詳あり、ハツカフ十種瑞宝
也、瀛都鏡邊都鏡八握劍生玉死反玉足玉道反玉蛇比禮
蜂比禮品物比禮クサクモウを多り死反玉その訓い此天璽瑞宝
ホハ舊事紀によるに神倭磐余彦天皇の御時カンヤマトイハワレヒコの御事也
饒速日尊の子宇麻志麻治命天皇又獻られて後又大和
國山邊郡石上神宮又藏められ石上大神といふ所の即
此なり又鎮魂祭比ことも此瑞宝によりて始まる所也
や見えたり三十二部の神等ハタマシツタ旧事紀又よるに皇孫を防

ぎまろるを待戦ふことのあるハ能く謀り治め平
しめられんこめに三十二人並又防衛となして降りぬ
へくと見えたり天香語山命カカゴヤマノミコト名ハ手栗彦命又高倉下
三十二人々也天香語山命カカゴヤマノミコト名ハ手栗彦命又高倉下
在す時に天遊アソビ神を妃とて天鈿賣命天太玉命天
生ミタリ所の子尾張連オウサマハの祖天鈿賣命天太玉命天
兒屋命コヤノミコト前マヘに見えたり天櫛玉命テヅクノミコト鴨縣主ハ高御魂の子と見え
り神名式大和国添下郡夫田又坐イマス位志玉比右神天道
社といふ所のこの神といつきまつきる所なり天
根命ネノミコト川瀬直カハセナカホの祖姓氏録ハ神皇産靈尊の子天神玉命
三島縣主天榎野命タノノミコト中島直天糠戸命ヌカドノミコト此神の天明玉命
ハの祖伊弉諾の子也と日本紀注の一書又見えたり
此神ハ伊弉諾の子也と高魂命の孫といふ多し旧事紀に
降りしと天村雲命ムラクモノミコト天香語山命之子天村雲命又名ハ天
又えこり天村雲命ムラクモノミコト天香語山命之子天村雲命又名ハ天
五多底命イツタソノミコトといふも詳なりち尾張連ハの祖也父の神と我
又天降イツタソノミコトといふも詳なりち尾張連ハの祖也父の神と我

古史通 卷之三 〇二一

三世之孫天村雲命これ額田部宿禰の祖なり又元々
集み度會郡は坐す宮崎度會氏の祖天之村雲命ハ一名
ハ天二上命一名ハ後小橋命といふ天御中主尊十二世
之孫也又ゆ太田命の傳ハ日本書紀ハよるに此神
ハ瓊々杵尊の御前ニ立ちて天降るれハと又えこりこ
あは又えハ所ハいづれの神なることいまだつまひ
らな天背男命山背久我直ホの祖と阿麻の西判の命とも
るは天背男命天背男命天壁命の子と又えこり
○按むるに神魂五世の孫又天背男命といふあり一本ハ
下又えハ一ハ所ハ傳写の誤歟天御陰命凡河内直ハ祖
下又えハ一ハ所ハ傳写の誤歟天御陰命凡河内直ハ祖
彦根命の子天御影命天造日女命阿墨連天世平命直ハ我
と又えこりこれなり天造日女命阿墨連天世平命直ハ我
の天斗麻祢命額田部湯坐連ハの祖也又ハ津彦
祖天御陰命の兄天背男命尾張中嶋海部直ハの祖ナリ
ハ天御陰命の兄天背男命尾張中嶋海部直ハの祖ナリ
弟なるナリ
えこりこりハ又ハ字と誤歟天玉櫛彦命間人連ハ神魂命五世
所ハ傳写或ハ字と誤歟天玉櫛彦命間人連ハ神魂命五世

の孫と天湯津彦命安藝國造天神魂命葛野鴨縣主ハの
又ハ神皇産靈天三降命豊田宇佐造ハの祖也○按むるに
尊ハ神皇産靈天三降命豊田宇佐造ハの祖也○按むるに
リ天日神命對馬縣主天乳速日命廣易神祿天八坂彦
命伊勢神祿天伊佐布魂命倭文連ハの祖也○按むるに
倭文連乃祖ナリハ建葉槌神の子天伊岐志邇保命
山代國造天活王命新田部直天少彥根命鳥取連天事湯
ハの祖也天活王命新田部直天少彥根命鳥取連天事湯
彦命畝尾連ハの祖也天事湯彦命畝尾連ハの祖也
天表春命信乃阿智祝天天下春命武藏秩父國造ハの祖也
子天月神命壹岐縣主ハの祖也
也天月神命壹岐縣主ハの祖也
主の祖と又ハ神をハ彼國よハ神或ハ月讀神の後なる歟
主の祖と又ハ神をハ彼國よハ神或ハ月讀神の後なる歟
主の祖と又ハ神をハ彼國よハ神或ハ月讀神の後なる歟

鳥取縣 卷之三 〇二二

五部、神をハ舊事紀ニ據るに五部人を副て從と見と見
 ぬこりさうべ三十二神ニ副て皇孫ニ從つめくれし
 所なるべし其五部之物部造ハ之祖天津麻良神魂命ハ
 世の孫ナ笠縫部等乃祖天津麻良男蘇ともあ
 りと又ぬ笠縫部等乃祖天津麻良男蘇ともあ
 りいづまろ是ハ為奈部ハの祖天津赤麻良異本赤古と
 り事とふりづは為奈部ハの祖天津赤麻良異本赤古と
 りこれ又いづまろ是ハ十市部首の祖富カ侶筑紫弦田ツルタ
 りちとをえりづは為奈部ハの祖天津赤麻良異本赤古と
 物部ハの祖天津赤星五部造ハ舊事紀ニよるに五部造
 爲伴て天、物部を率領て天降らしめられしと見えこれ
 ハ五部造各五部の物部を率領て前驅まつうぬさう
 しめられしなるべし其五部ハ五部造並ニ二十五部物部
 ハ地名ハ五部造並ニ二十五部物部

分注して後考とすハニ田造上野、国ニ新田、郡新田、
 大庭造常陸、国茨城、郡、舍人、造、上野、国ニ利勇、蘇造、一本、
 字を獲の字ニ作りあり或ハ坂戸造常陸、国新治、郡、
 誤字或ハ關文ハ未詳なりハ坂戸造常陸、国新治、郡、
 天、物部ハ二十五部ハ五部造ニ屬せし所の物部也物部
 とハ即兵士也延喜式の祝詞ニ比禮桂伴男手經桂伴男
 韋負伴男劍佩伴男伴男能八十伴男といひこれなり
 我國の俗兵士を能ハ賦といハ其二十五部ハ二田部
 ハ物部のつひなりやいハ考フ其二十五部ハ二田部
 二田ハ姓録ハ新田也その説前當麻物部常陸、国鹿島
 又ハ姓録ハ二田物部見えたり當麻物部常陸、国鹿島
 あり又按むる當鹿の字を誤るも知ベ芥田物部芥
 不馬見物部常陸、国信太、郡、馬見山ト横田物部横田
 詳馬見物部常陸、国信太、郡、馬見山ト横田物部横田

古史通 卷之三 〇三十五 一貫堂

饒速日尊天神御祖の詔とろけとすひ天磐船イハフネに乗て天翔アマカケりきまひて河内國河上の哮峯に降りま乃ひをぬつち大倭國鳥見の白庭山シラニハヤマに遷り坐んその國神の女御炊屋姫と娶りて妃と御子姓ミコむことありいよぶ生れまひ時トキ及ツま及ぶツびツて饒速日尊神去カニサリまツん高皇產靈神の命ミコトノノミ正ただ以て天速飄神降ハヤチり来りてつひツ天上アマノに還カニし葬奉りマツた天磐船ハ私記シキに磐イハといふハ堅磐之義也と見えたりされども天磐船といふハ天磐戸イハといふがごとく伊波といふ齋イハの字の意のおとぬるべしツ神功皇后新羅を征しとす伊波イハに御船フネと天地山海の神を齋イハ祭マツるを凡上古之俗ツと稱イハして伊波布イハフと稱イハすべし

波といひ多くハ齋イハの義と見ゆ天之磐戸イハ天之磐船イハフネ天津磐境アマノイハ天之磐座イハ天之磐鞞イハホのたぐひこれなり天翔りアマカケとハ東南の海を巡り行きゆふをいぬる河内ハ古の凡河内イハ國和泉國イハの地即今の河内和泉イハの國の地なり河上哮峯ハ哮の字讀むこといふるやあまみんイハも傳へたりとて其處所も未詳神名式イハ大和國平群郡龍田坐イハ天御柱國御柱神社とみえハ此尊の天降りちせし始と建られし所はやおろし白庭山未詳大倭國をれり今大和國なり饒速日尊天磐船イハのりて大虚空オホクウソラをわけを行き是郷を巡イハ睨ミて虚空見日イハ本國ハ是欽イハとのくすひと見えたりイハ日本書紀イハにみえし如も旧事紀イハの

古史通 卷之三 〇三十五 一貫堂

文よふれて饒速日尊各づけて虚空見日されば天翔り
 本國とのとまひしととるされまきり
 たり小時又大空又又々山ありしを今ち又至りて
 又とまふ此國ハ彼山の外面ある所なりとの
 ちひいかに耶麻登の國といふなるべし耶麻登といふ
 ハまれり山外也舊説又或ハ山戸なりといひ或ハ山
 跡なりといふこと皆これ其本義合ざるに似たり
 曰説とハ弘仁私記序延喜開題記ホとまひめ大倭と云
 諸家の説とをひろくしてりなり
 日本と云るすごととき也皆是後代今字と假用也
 所なれむ假用ゆると云々の字ハ古語の本義よる
 よもあふんハ或問又又えきりるるべし其國神の

女ハ舊事紀ハ長髓彦の妹御炊屋姫を娶りたり
 と又云云長髓彦ハ日本書紀ハ長髓ハ邑の本號也と
 炊屋媛亦名つけ長髓媛と鳥見屋媛と又云云三
 とりふを注せりまきり速飄神降来る
 古舊事紀よるに高皇産靈神饒速日尊を天降したま
 ひしのちに御あはれに怪しく思ひまきふことありて
 速飄神ハ命し降しきゆふ果しく饒速日尊神去り
 たりいしうハをわらち還り上りて復命す高皇産靈神
 哀泣くすひて速飄命として其柩を天上に奉しめ日七
 夜七夜遊樂哀泣ちて葬斂りたりと又云云
 の俗ハ葬斂之時又或ハ七日七夜或ハ八日八夜啼哭
 し悲歎ふとあると又云云前ス又云云天稚彦の死せ

し時のみ四事紀より見えし所ハ一日ハ夜啼哭悲歌^歎極りぬと云ふされ古事記ヨハ一日ハ夜以て遊ぶと見えりその遊樂は死せしむの神を樂やとあるの義にして哀泣ハその親戚の啼哭するのりしやう速飄神ハ叙日本紀より日本書紀に云え疾風^{ハヤラ}と相^レ同じと又ゆ疾風ハ風神也と纂疏るを又云う此説いづあるべきされハたゞこの時又使とりし神の名はるづしされバ速飄命といふるされきりきたへ^{バ健雷}神といへとも雷神とてハあ^ル事のごとくなり

饒速日尊神去まは時よその妃ヨ命して汝の生む子ハ男子なるむる味間見命と名づるもし女子なるハ色麻見命と名づけを言ひまその生むる及びて日

子神又坐しけ終はれつち味間見命と名づけ申さるその後まゝ饒速日命其妃の夢にをしへまひり汝の子我形見物のごとくなりしれつち天璽瑞宝あり天羽々弓天羽々矢ありま^{カシ}神衣帯と手貫と三物とバ登美白庭村ヨ^{カク}葬^{ハカ}飲^{ツク}て御墓作れとのことひきり

味間見命ハ讀で宇麻志麻弥乃命とり此命のごとハ猶下に見えたり形見物とハその人の物を見て其形を見らふあしくなるの謂也天璽瑞宝ハ前に見えたり矢ハ饒速日命天降りまは時ヨ所^レ御物也神衣帯ハその

遺衣帶也手貫ハされリ多射鞬也讀シ太沼岐トツ倭名
 抄今いふ所の弓小守ハその遺制也此皇孫神去リ之向
 ひ一後に其妃の夢ヨをヘキヤヒ其御子ヲ傳ヘケル
 し物共ハ後に果して天神御子の表物トナリキ神武天皇東征
 之曰ヨ其羽々夫ト歩鞬トト足ヲ履ス一ニ鏡速日尊の
 天神の御子ナリト云ル一めニ天璽瑞
 宝を得ルヨリニ此皇孫の御裔ト特ニ又ニ
 寵異セられキ其事ハ旧事紀日本紀ホニ詳ナリ
 ニ其柩トハ天ヨ奉テ葬斂ラレト云ヒ一ハ御身ヨカ
 キラレ一三種の物その國ニ葬斂シメラルハ
 黄帝の冢ニ唯有劔鳥在ヤツ事の云ク一列仙傳神名式
 ヲ又ス大和國城上郡ホ弥神社或ハ其神跡ヲ知

るベウ一陸奥國宮城郡志津彦神社遠江國敷智郡津
 氣里神社又駿河國有度郡松城神社加賀國石川郡神田
 神社ホその國々の風土記ホニヨリニ皆是此神をリ
 き祭ル所ナリ○初天神御祖天忍穗耳尊の御代ト一
 鏡速日尊と天降シト云ヒ一と舊事紀ニ又云一所ハ
 ちミミミレレググ一然ルニ古事記日本書紀ホニハ
 此事と云ルそれホ日本書紀神武天皇の紀ニ終ニ天神
 之子櫛玉鏡速日命と申す天降りませしと云ルと
 ミミミミレレググの天神の御子也とも又云レ纂疏ニ
 ハあれ正統を尊少と云レ義也と又云其説心得レホ

元々集ヨミテ一所々舊事紀ヨリに皇孫二人あり先
ニハ饒速日尊と降した後ニハ彦火瓊々杵尊と降した
ニハしかり如此の委曲と載せられて直に瓊々杵尊と降
しきまひしことハのつふこと其理を盡さざるに似
たりと云ふせり此説もつとも其謂あることハづい或
人乃説ニカ一舊事紀の説ニ據ラバ饒速日尊ハ瓊々杵
尊の御兄なり其御子二人ハハしかり天香語山命宇
麻志麻治命とつゆ是也瓊々杵尊ハ饒速日尊の御弟也
その御子と彦火々出見尊と申し彦火々出見尊の御子
と鸕鷀草葺不合尊と申し鸕鷀草葺不合尊の御子と神

日本磐余彦尊と申す即是神武天皇の御ちとなり然る
に神武天皇東征の日に天香語山命ハその神劔を獻
す宇麻志麻治命ハ其外舅長髓彦神ニ據ラズして官軍
ニあそびつゝ其傳らるる所の天璽瑞宝と以て獻
する饒速日尊の御子瓊々杵尊の御曾孫とその時をか
つゞくせられしとつふこと心得らればたども古事
記ニ其説を取らば日本書紀ニ其説ニ據られずと
スえしとつふをすてて上古の事なまらざるに
まらざるごとく覺るるごとく夢見るごとくみりて其
説とする所ことごとく信すべからば舊事紀古事記日

本書紀かに見えし所天、忍穗耳尊と申すハその實ハ素
盞烏神の御子也と申すハ其説相おれ然るハ舊事紀
日本紀ハ據る時名大己貴神と申れハ素盞烏神の御
子と見えたりさうハ忍穗耳尊並ニ其御子瓊々杵尊と
大己貴神のその時を同トくえたりと論むるハ
および古事記日本紀注の一書姓氏録ハ據る時名
大己貴神ハ素盞烏神六世の孫みてありと見え
り此説ハ據るハ素盞烏神の御子と其の六世の御
孫と時とおれどくえとゆふことをあつても心得られ
ずとつづぐ又日本書紀の説ハ據るに神武天皇東征

の日に饒速日命其衆を帥めて歸順ふと見え古事記古
語拾遺ハの説ハ是とおれど其の饒速日命とつづも
の舊事紀ハ見えし所の瓊々杵尊の御兄なるハ其
御弟の曾孫と時とおれどくせられしことハ是又あり
とも心得られぬことなる其大己貴神の事ハ見え
おきて論せむ饒速日命の御ことハ舊事紀ハ見えし所
と以て徴とれむと似たり此神天とすハはせし時ハ
天、道日女命と娶り生じたまひし天、香語山、命と申せしハ
神武天皇と其の時を同トくえたりハ有べし
今世ハ傳ふ所の旧事紀の天孫本紀ハ見えし所ハ

天、香語山、命の下に分注して天降まり名ハ手栗彦命亦
 ハ高倉下、命とあるさ收一ハ或ハ關文或ハ誤写ありと
 又えとり按むるに饒速日、命と共に天降られし御子の
 名ハ天、香語山、命と申れ天、香語山、命の子を手栗彦命と
 いひ手栗彦命の子を高倉下、命とつゝ此高倉下、命其神
 劍を以て神武天皇に獻られしなりされむ日本書紀
 也天皇熊野々荒坂津に至りおす彼處に人あり號して
 熊野高倉下とつゝ此人夢に神劍を得て獻りてと又え
 たり然るに今世に傳ふる所の舊事紀ハ高倉下、命と
 いふを天、香語山、命の一名のごとくに注せしこと傳写

必ず誤きりなすべし又曰事紀ハ天、尾羽張、神のこども
 とハ燖速日、神とハ植速日、神とハ稜威雄走、神とハ
 然りと日本書紀ハ稜威雄走、神、其子燖速日、神其子
 速日、神其子武甕槌、神と又えたりあれも事紀ハ天
 尾羽張、神と多くの別名をいせしこと注せられ
 しうども日本書紀ハ又えし所ハ父子相繼し世世の神
 名と又えたりきこれよりつぎを是とするを
 とのへとも或ハ一神と數名ありといひ或ハ一神と
 の證とハ又宇麻志麻治、命のあと今世に傳ふる所の
 舊事紀天孫本紀ハ天、香語山、命、弟宇麻志麻治、命亦ハ
 味間見、命とつゝ亦ハ可美真手、命とつゝとみえり所
 其次ハ兒宇麻志麻治、命とあるされきその又ハ所
 據る天、香語山、命の弟宇麻志麻治、命と申せし所の兒

をさく宇麻志麻治命とつよふ似ころされど其文の童
復せしことくぐぬへうく其麻治とつひ間見とい
ひ真手とつひしハ其音の相近くして轉じ訛りたるもの
に似くきとも舊事紀に據るに饒速日尊の神去りなせ
し時にその妃に命して汝の生しむ子男なりんよハ味
間見命と名つけよと言ひしを又えこれハ饒速日の御
子ハ味間見命と申せしことハさくぐよべうくびさく
ハ味間見命の子を可美真手命と申し可美真手命の子
を宇麻志麻治命と申しけりもさく味間見命の子を可
美真手命ともさくを宇麻志麻治命とも申しけりもさ

るべうくハ按するに舊事紀日本書紀古語拾遺姓氏録
オに宇麻志麻治命を以て饒速日尊の御子なりとさる
されしあやハととへが我國の初高天原子成神の御名
を天御中主尊と稱しきその後高皇產靈尊代ユリ
るサで世々相襲てられを天御中主尊と稱せしこ
やみことくに饒速日尊の御後世々相襲て饒速日尊と
稱しきハ宇麻志麻治命のことと古事記日本書紀古
語拾遺オハ饒速日命其衆臣帥て歸順ぬとハとる
きしなるハサく舊事紀に饒速日命天降りて長
髓彦の妹御炊屋姫と娶りまきひしと又名しことを日

本書紀了ハ神武天皇鳥見の長髓彦と戦ひ之オヒリ時
に長髓彦使してむらし天神の子天よ又降り止りゆ
と號して鏡速日命と申し奉るこれ吾妹三炊屋姫と要
りてつひに御子あまの名と可美真手命と申すとい
ひ送うし由をさるされてその三炊屋媛の名ハ長髓媛
亦鳥見屋媛といふや注せしれこれさぶ天降りま
以鏡速日尊にその妹とよめさせしもの神武天皇と
わづかひまのらせし事心得るまぬこれ似たり日
本書紀に據るに鳥見といひ長髓といひハ並に地名
りて長髓といひハ鳥見之邑に屬せし地なりといえ

まう此地名によりてその國神をも世々相襲て鳥見彦
とも長髓彦とも稱せしなるべし舊事紀にも初り天
降りたる鏡速日尊の妃とたまはしやこれの長髓彦の
妹の名ハ御炊屋姫と申せしことこれまゝに長髓彦
かゝるその後神武天皇とわづかひまのらせし長髓彦
や申せしもの妹ハその名と長髓媛とも鳥見媛とも
つひにわづかひ古事記に登美毗古の妹登美毗賣と志
るせしものまゝに此也諸書に又えし所を併せて推
考ぬまのつづかひ疑ふべし又これのまゝに推
るに似たり凡そ上古の神聖其號多く又まゝの

ハ必ぎ一神にして別號多くおたしませしにもあつた
或ハ其號のおれしも或ハ其號の似たるを以て別神の
ことやれ併せて一神此こととせしと又多し

ありふく辨明をむき事なり

其號のおれしにより別神の事を併せて一神の事
とせしハたへハ饒速日命と申せし
により日本紀に瓊々杵尊の御子の大明命の事
とせしは別神の事を併せて一神の事とせし
ハ大國主大國魂大物主の神を併せて大己貴神の事
とせしは別神の事を併せて一神の事とせし
の類は多く併せて一神とせしはあつた

古史通卷之三終

